

第 8 その他の事項

- 1 平均給与額
- 2 特殊公務災害、補償制限
- 3 時効、標準処理期間
- 4 不服審査制度
- 5 負担金

1 平均給与額

平均給与額は、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償や関連する福祉事業など、多くの補償・福祉事業の支給額の根拠となる、1日当たりの給与の額です。

平均給与額の算定の基礎となる給与の範囲

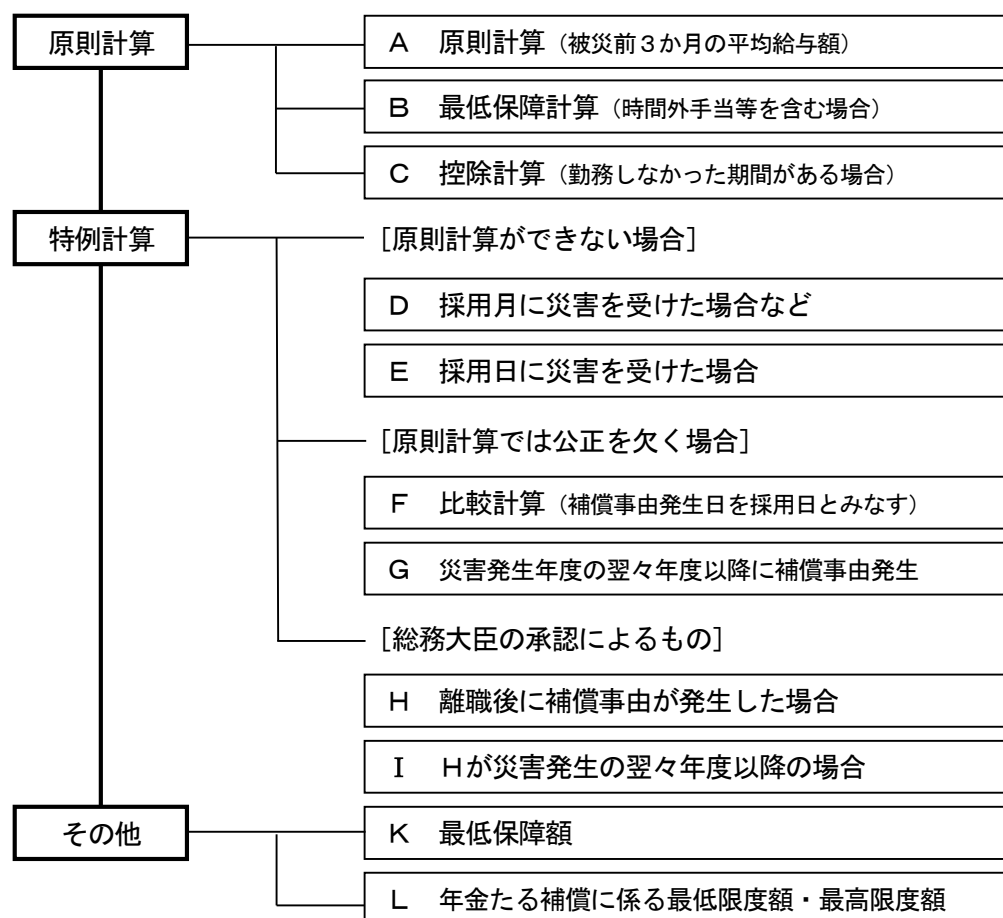
○ 給 料

○ 諸手当

管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当（※）、特地勤務手当（※）、へき地手当（※）、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当、地方公営企業職員に支給される手当

※は準ずる手当を含むことを表す。

給与形態や被災前の勤務状況などにより、次のような計算方法を用いて算出します。



※ A～Lは、平均給与額算定書における区分に対応しています。このほかにJとして、外国の機関等に派遣されている場合の特例があります。

原則計算（A～C）の計算方法の概要は次のとおりです。

A 原則計算

過去3か月間（※）の給与総額 ÷ 過去3か月間の総日数（暦日数）

※ 災害発生月の前3か月を表す（以下同じ。）。

B 最低保障計算

$$\frac{\text{過去3か月間の時間外手当等（※1）の総額}}{\text{過去3か月間に勤務した日数（※2）}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{過去3か月間のその他の給与}}{\text{過去3か月の総日数}}$$

※1 勤務した日・時間又は出来高払制によって算定される給与

※2 現実に勤務した日及び給与の支給対象となる日（有給休暇、職専免、祝祭日など）

C 控除計算

過去3か月間に勤務しなかった期間（※）があるときは、A、Bの計算に当たり、その日数及びその間の給与を控除して計算する。（Bの場合、2通りの計算）

※ 負傷・疾病により勤務できなかった日、産休・育休により勤務しなかった日など

AからLまでのうち、次の早見表のとおり、ケースごとに当てはめるべき計算方法にしたがって算出した額のうち、最も高い額が平均給与額になります。

平均給与額算定方法早見表

ケース \ 算定方法	A	B	C	C'	D	E	F	G	H	I	K	L
① 原則計算	○						○				年金たる補償以外の場合 ○	年金たる補償の場合 ○
② 過去3か月間の給与に時間外手当等が含まれる場合	○	○					○					
③ ①で過去3か月間に勤務しなかった日がある場合	○		○				○					
④ ②で過去3か月間に勤務しなかった日がある場合	○	○	○	○			○					
⑤ 採用月に災害を受けた場合など		△	△	△	○		○					
⑥ 採用の日に災害を受けた場合						○	○					
⑦ 災害発生日の翌々年度以降に補償事由が発生した場合	○	△	△	△			○	○				
⑧ 離職後に補償事由が発生した場合	○	△	△	△					○			
⑨ ⑧で災害発生日の翌々年度以降に補償事由が発生した場合	○	△	△	△					○	○		

○ 算定するもの △ 必要により算定するもの

記載例 P58 に、⑦のケース（障害補償年金の場合）での「平均給与額算定書」の算定例を掲載しています。

2 特殊公務災害、補償制限

● 特殊公務災害

警察官や消防吏員などが、生命・身体への高度の危険が予測される状況下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧などの職務に従事したことにより公務上の災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び関連福祉事業の支給額が加算されます。

【特殊公務災害の対象となる職員】

警察官、警察官以外の警察職員、消防吏員、麻薬取締員、災害応急対策従事職員

※ それぞれの職員ごとに、対象となる職務内容が定められています。

次のとおり、それぞれの補償の額に加算率を乗じた額が加算されます。

補償の種類		区 分	加算率
傷病補償年金		第 1 級	100 分の 40
		第 2 級	〃 45
		第 3 級	〃 50
障害補償	年 金	第 1 級	〃 40
		第 2 級	〃 45
		第3級 ～ 第7級	〃 50
	一時金	第8級 ～ 第14級	
遺族補償	年 金	—	〃 50
	一時金		

● 補償制限

使用者の無過失責任の考え方により、職員の過失の有無にかかわらず、原則として補償の全額が支給されますが、職員の過失が著しく重大な場合などには、支給額を減じることがあります。これを「補償制限」といい、災害防止や療養に専念することについて職員の注意を喚起するために設けられた制度です。

【補償制限の内容】

- 職員の著しい過失により、災害原因となった事故が発生した場合
 - 休業補償、予後補償、傷病補償年金及び障害補償について、療養開始の日から3年間、支給額の100分の30を減額
- 正当な理由なく療養に関する指示に従わず、傷病・障害の程度を増進させ、又は回復を妨げた場合
 - 1回につき、休業補償、予後補償の10日分を減額
 - 〃 傷病補償年金の365分の10を減額

3 時効、標準処理期間

● 時効

公務災害・通勤災害に係る補償を受ける権利は、2年間（障害補償（障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金を含む。）及び遺族補償（遺族補償年金前払一時金を含む。）については、5年間）行われなときは、時効によって消滅することとされています。もっとも、時効の期間経過前に公務又は通勤による災害の認定を請求した場合は、基金が公務上又は通勤災害該当と認定したことを認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償に係る時効の起算日となります（ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日の以前であるときはこの限りではありません。）。

公務災害・通勤災害の認定を受けても、補償の請求が行われなければ、時効によって補償を受ける権利が消滅しますので、速やかに補償請求を行ってください。

民法改正後の地方公務員災害補償における時効について

補償を受ける権利の消滅時効については、地方公務員災害補償法第63条に規定されていますが、支給決定がなされた補償給付の支払いを受ける権利（年金の場合には、支払期ごとに生ずる支払請求権）や指定医療機関で療養補償が行われた場合における指定医療機関の基金に対する診療費の請求権については、本条の適用はなく、金銭債権の時効についての一般規定である民法が適用されます。

今回の民法の改正（令和2年4月1日施行）では、短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間を原則として5年とするなどの改正が行われました。これにより、支給決定がなされた補償給付の支払いを受ける権利（年金の場合には、支払期ごとに生ずる支払請求権）や指定医療機関で療養補償が行われた場合における指定医療機関の基金に対する診療費の請求権については、改正後の民法第166条第1項が適用されることとなり、①権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年間、②権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間のうち、いずれか早い方の経過により時効が完成します。

石綿による疾病により死亡した場合の遺族補償の時効利益の放棄について

（平成20年12月1日付け地基企第79号理事長通知） ※令和4年6月17日一部改正

遺族補償の時効期間（5年間）が満了した事案であっても、次の要件を満たす場合は、補償を受ける権利に係る時効利益を放棄するものとされています。

- 1 令和13年3月27日までに時効が完成していること（令和8年3月26日までに死亡）
- 2 傷病が、次に掲げる疾病であること
 - （1）中皮腫 （2）気管支又は肺の悪性新生物 （3）じん肺症
 - （4）じん肺と合併した次の疾病
 - ア 肺結核 イ 結核性胸膜炎 ウ 続発性気管支炎 エ 続発性気管支拡張症 等
 - （5）良性石綿胸水 （6）びまん性胸膜肥厚
- 3 請求した日が、平成18年3月27日から令和14年3月27日までの間であること

● 標準処理期間

基金が行う補償の実施については、次のとおり標準処理期間が定められています。

補償の種類	決 定 内 容	標 準 処 理 期 間 (月)		
		任命権者 (A)	基 金 (B)	全体(A)+(B)
療養補償 休業補償	当初の支給（不支給）決定【負傷】	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定【疾病】	2	4	6
	当初の支給（不支給）決定【精神疾病】	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
障害補償	支給（不支給）決定	—	—	4
介護補償	当初の支給（不支給）決定	—	—	4
	2回目以降の支給（不支給）決定	—	—	1
遺族補償 葬祭補償	支給（不支給）決定【負傷死亡】	2	2	4
	支給（不支給）決定【疾病死亡】	2	4	6
	支給（不支給）決定【精神疾病死亡】	2	6	8

(注)

- 1 表中で用いる用語については、次のとおりです。

疾病	・通勤による負傷に起因する疾病（地公災法施行規則第1条の3第1号） ・通勤に起因することが明らかな疾病（同条第2号） ・公務上の負傷に起因する疾病（P18の①） ・職業性疾病（P19の②）
精神疾病	・地公災法施行規則別表第1第9号に規定する疾病

- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれます。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間によります。
- 4 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、障害等級決定に要する期間も含まれます。

標準処理期間には、任命権者の処理期間（所属が受け付けてから基金支部に提出するまでの期間）が含まれますので、被災職員から請求書類が提出されたら速やかに確認・調査し、必要書類を整備してください。

基金・任命権者は、請求書類の記載事項や添付書類に不備があるなどの場合、書類の補正を求めることがあります。

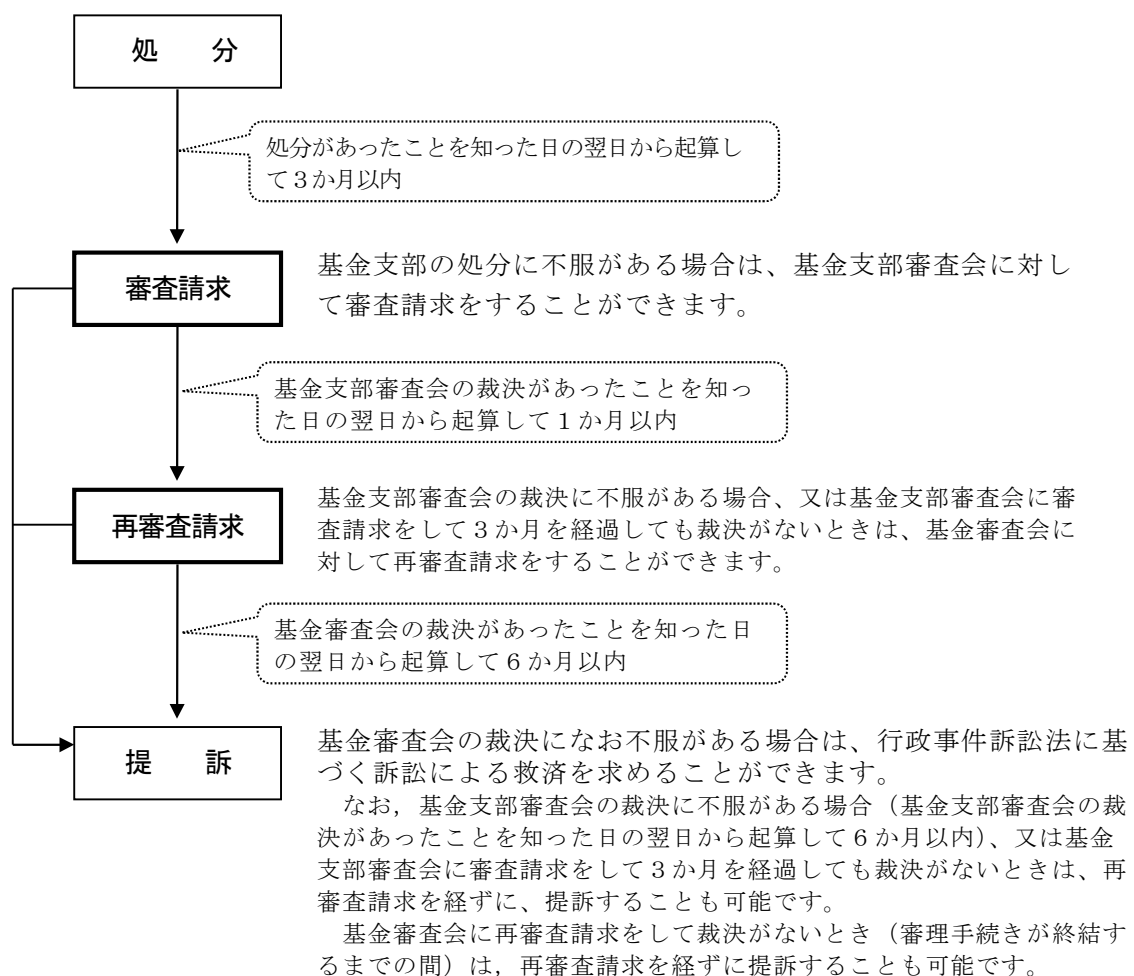
補正の期間は標準処理期間には含まれませんが、迅速な補償実施のため、御協力をお願いします。

4 不服審査制度

基金支部が行った処分に不服がある場合には、不服申立てをすることができます。
不服申立ての対象となる処分は、具体的には次のとおりです。

- 公務上・外の認定、通勤災害該当・非該当の認定
- 療養の方法についての決定
- 補償金額の支給決定
- 遺族補償の受給権者の決定 など

● 不服申立ての流れ



不服申立ての手続や裁決の効力については、行政不服審査法が適用されます。

裁決によって基金支部の処分が取消された場合、基金支部は、裁決に従って新たな処分を行うことになります。

審査請求の具体的な手続については、基金支部審査会にお問い合わせください。
なお、福祉事業については、上記の不服申立ての制度は適用されませんが、基金支部に対して不服の申出を行うことができます。

5 負担金

基金の業務に関する費用として、各地方公共団体等は負担金を納付することになっています（地公災法第 49 条）。負担金の額は、職種区分に応じ、職員の給与総額に負担金率を乗じた額です。なお、平成 22 年度からはメリット制（P. 94）が導入されています。

令和 7 年度負担金率

職種区分		職員の範囲	負担金率（×0.001）
			普通補償経理
1	義務教育学校職員	公立の小学校・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小・中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第 2 条の規定により国が経費の一部を負担するもの	1.00
2	義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員、教育委員会・教育機関（公立学校を除く。）の職員	1.07
3	警 察 職 員	都道府県警察の職員（国家公務員を除く。）	3.39
4	消 防 職 員	消防本部・消防署の職員・常勤の消防団員	2.45
5	電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業に従事する職員	1.65
6	運輸事業職員	鉄道・軌道・索道・航空機・自動車・軽車両・船舶による旅客・貨物の運送事業などに従事する職員	1.95
7	清掃事業職員	清掃事業に従事する職員	4.18
8	船 員	船員法第 1 条に規定する船員である職員	4.12
9	その他の職員	上記以外のすべての職員	1.08

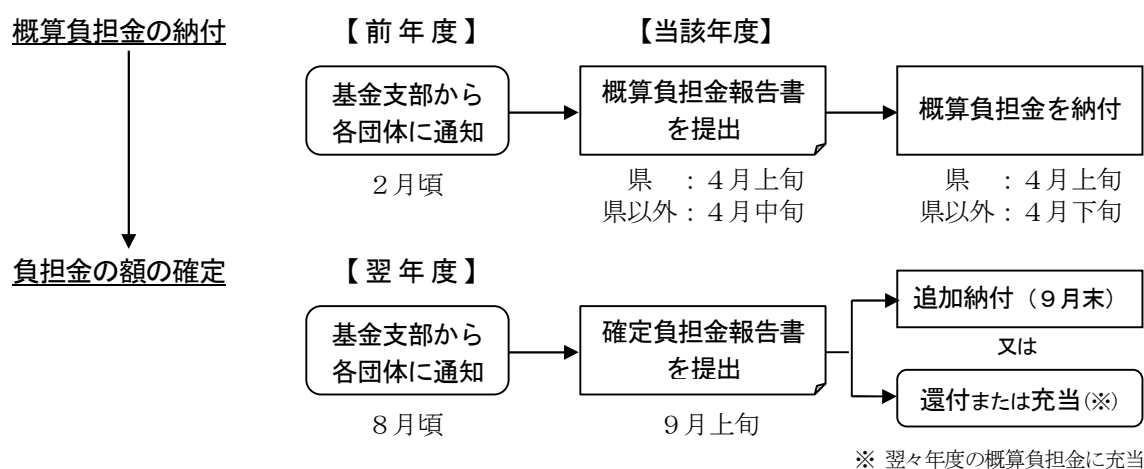
※ 各事業等に従事する事務職員も当該区分に含める。

● 負担金の算出方法

- 概算負担金 各職員区分の給与の総額（前々年度決算）×負担金率×理事長が定める率
- 確定負担金 各職員区分の給与の総額（当該年度決算）×負担金率

● 事務処理の流れ

毎年度当初に概算負担金を納付し、翌年度、9 月末までに額を確定して精算することになっています。



団体が新設されたり、解散されたりした場合等には、負担金の納付又は還付がありますので、基金支部に相談してください。

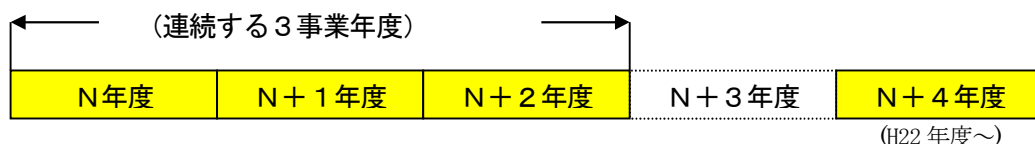
<メリット制について>

従来、各地方公共団体等の負担金率（P.93 参照）は、職種ごとに一律でしたが、任命権者の公務災害防止のための取組みを促すことにより公務災害の減少を図り、また、負担の公平を図るため、平成 22 年度から給付費と負担金の割合に応じて負担金率を増減させるメリット制が導入されました。本県で適用となるのは、広島県、福山市、呉市、福山地区消防組合となります。（広島市支部分を除く。）

メリット制の概要は次のとおりです。

適用単位		団体ごと職種ごと
適用団体		都道府県、指定都市、中核市、特例市、特別区 （ただし、「消防職員」については、指定都市、中核市、特例市が構成団体である一部事務組合等まで適用する。）
適用する職種		義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、警察職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員、その他の職員
通勤災害		算定基礎に含める。
メリット収支率	給付費	短期分は実給付額、長期分は新規発生分（一時金換算）を算入 ※第三者加害事案に係る求償額は、算定基礎となる給付費から控除する。
	負担金	確定負担金を算入
	算定期間	3年
	メリット収支率の算定	毎年行う。
メリット増減率の幅		① 上・下限：±20％ ② 刻　　み：4段階（5％）

メリット収支率算定期間



（職種ごとに）

$$\text{メリット収支率} = \frac{\text{補償等給付費（3 か年分）}}{\text{確定負担金の額（3 か年分）}}$$

※ メリット収支率と基準値との差を増減表に当てはめて増減率を求める。

◆ メリット増減率表

X = メリット収支率－基準値	メリット増減率
$X \leq -20/100$	- 20%
$-20/100 < X \leq -15/100$	- 15%
$-15/100 < X \leq -10/100$	- 10%
$-10/100 < X \leq -5/100$	- 5 %
$(-5/100 < X \leq 5/100)$	(0 %)
$5/100 < X \leq 10/100$	+ 5 %
$10/100 < X \leq 15/100$	+10%
$15/100 < X \leq 20/100$	+15%
$20/100 < X$	+20%

